

西東京市子育て・子育てワイワイプランの骨子(案) (新規施策について)

新規事業として、「4-3 災害への対応を想定した環境づくり」に、裏面の施策を追加したいと考えております。

基本方針4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

4-3 災害への対応を想定した環境づくり

【このページの文章は、前回の会議資料として、お配りしております。】

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、防災や減災、災害時体制及び災害復興など、市民生活のあらゆる角度から、その対応等の見直しを求めることとなりました。平成 24 年の中央防災会議 防災対策推進検討会議の議論においては、救援物資や避難所運営をはじめ、災害対応に男女共同参画や女性の視点が欠如していたことが明らかにされているほか、子育て家庭では「災害発生時に子どもを誰が守るのか」という観点から、保護者の防災への意識は高まりをみせています。

本市では「地域防災計画」を策定し、毎年検討を加え、必要がある場合には修正を行い、平常時からの体制強化に取り組んでいます。特に、子育てにかかる分野では、災害時における福祉避難施設の設置やそこでの女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営体制の確保、乳幼児や妊産婦、保護者を失う等の要保護園児・児童をはじめとした要配慮者に対する適切な支援活動の展開等について定めているところです。

今後の日本では、首都直下型地震の発生が危惧されているほか、近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等への配慮も求められている状況です。

このため、発生予測困難な災害に対しても落ち着いて対応ができるよう、平常時からの備え等について子育て家庭への啓発や情報提供を推進するとともに、非常時には子どもや子育て家庭のニーズを踏まえた対応が図れるよう、庁内関連部署のみならず、各種関係機関との連携体制をさらに強化していくことが必要です。

【以下が新規施策で、今回初めてお配りするものです。】

■ 今後の取組み

子どもの人権が災害時・復興時にも守られるよう、災害時には子どもの命を守り、復興時には子どもの最善の利益が尊重される教育・保育を目指します。

また、災害時の被害をできる限り減少させ（減災）、復興時の復旧に向けた活動が円滑に進むよう、平常時から、子ども自身が自分の身を守り、地域や行政が連携して子どもを支援できるよう、自助・共助・公助の視点から対策を講じます。

具体的には、災害時に子ども自身が自分を守り、避難することができるよう、学校や保育所など、日々を過ごす施設を中心として、平常時から防災訓練を含めた防災教育を推進します。

災害時から復興時まで、継続的に子どもを守り、支援していくため、家庭では家庭内の防災会議を開いて避難先を確認したり、地域では自治会などの地域団体と情報を共有しながら子育て支援を行ったり、市では応急的な保育や教育が実施できるよう、家庭と地域と市とが、平常時から連携を強化します。

平常時からの物理的な対策としては、災害時のための食料や医療品の備蓄を、市が備えるとともに、家庭や地域での備蓄の推進を啓発します。また、まちの中で危険箇所となりそうな場所を点検したり、家庭における家具の転倒を防止する対策を支援するなど、減災に努めます。

■ 子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進

（保育課、児童青少年課、教育指導課、公民館）

■ 子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化

（危機管理室、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター）

■ 避難路の安全確保

（危機管理室、みどり公園課）

■ 子育て家庭に特有の生活必需品の備蓄の確保

（保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター、教育企画課、学校運営課）

■ 授乳室など子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備

（危機管理室、協働コミュニティ課、教育企画課、学校運営課、
教育支援課、社会教育課）